

○飯山市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
平成 17 年 12 月 21 日告示第 89 号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、地域密着型サービスの適切な運営、公正性及び中立性の確保を図るため、飯山市地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、地域密着型サービスの指定を行い、若しくは行わないこととしようとするとき又は地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬を設定しようとするときに、市長に対して意見を述べるほか、地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項について協議する。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体等
- (2) 介護保険の被保険者
- (3) 介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護、相談事業等を担う関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学識経験を有する者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 運営委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事務局)

第7条 運営委員会の事務局は、民生部保健福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の規定に基づき最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。